任意継	続被保険者証	資格喪失時の
記号	番号	標準報酬月額
98		千円

常務理事	事務長	担当者

## 健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書 兼 台帳

【申請期限:資格喪失(退職日翌日)後20日以内】

▼太枠内、及び右記の申請日をご記入ください。

申請日:令和2年6月1日

		在職	時の保障	<b></b>	在職時の	事業所名	資	格喪失年月日(	退職日翌日)
	記号	10	番号	1010101	小松製作所	〇〇工場	2	令和 2 年 6	月 1 日
				氏名		生	年月		性別
被保険者	(カナ)			ポ タロウ 呆 太郎		❸・平 35	5 年	<b>1</b> 月 <b>1</b> 日	男 · 🕏
	退職後の住所					退職後の電話番号			
	⊢	107	-	8414				自宅 03 ( 5	561 ) 4341
		東京	[都港	区赤坂 2∹	3-6 コマツ	バル 7F	:	携帯 <b>090</b> ( <b>0</b>	000 ) 0000

▼ご希望の納付方法に○をつけてください。

但除料	1. 毎月払い	ゆうちょ銀行口座からの自動引落 ★各自で、最寄の郵便局にて引落申込手続きが必要(申込方法は別途案内) ★初回2ヶ月分は、当健保組合指定口座へ振込。 3ヶ月目から引落
保険料 納付方法	2. 半期前納払い	当 <b>健保組合指定口座へ振込</b> ★毎回、健保から送付される保険料納入告知書を元に振込
	③ 通年前納払い	当 <b>健保組合指定口座へ振込</b> ★毎回、健保から送付される保険料納入告知書を元に振込

▼給付金等が発生した場合、当健保組合から下記口座へ振り込みます。被保険者名義の口座をご記入ください。

給付金等		通帳記号(5桁)				通帳番号(8桁・右詰め)								
振込先	ゆうちょ銀行	1	0	1	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8

- ★取り扱いは、**ゆうちょ銀行のみ**となります。
- ★保険料納付方法で「毎月払い」を選択した方は、**引落口座と同じ口座**をご記入ください。
- ★保険料納付方法で「**半期払い**」「**通年払い**」を選択した方は、**通帳の記号番号がわかる部分のコピーを添付**ください。

▼引き続き扶養に入れたい家族をご記入ください。(**添付書類が必要です。裏面を必ずご確認ください**)

	氏名	生年月日	性別	続柄	同居·別居	備考
	准体 化丁	→ 平・令40年9月5日	男女	妻	同・別	
被扶養者	(カナ)	昭・平・令 年 月 日	男・女		同・別	
	(カナ)	昭・平・令 年 月 日	男・女		同・別	

## ▼ご一読いただき、ご署名ください。

## <念 書>

この度、私は任意継続被保険者資格を取得するに当たり、その制度をよく理解した上で申請し、以下の事項を遵守いたします。

- 1.2年間、被保険者となる意志があります。 3. 資格を喪失したときは、直ちに保険証を返却します。
- 2. 毎月の保険料は10日の納付期限を厳守 4. 氏名・住所等変更が生じたときは、5日以内にいたします。保険料納入遅延により資格 届け出を出します。 喪失となっても異議ありません。
- 小松製作所健康保険組合 理事長殿

令和2年6月1日

資格取得申請者 氏名 健保 太郎

受付印

## 【被扶養者に関する添付書類】

引き続き扶養に入れたい家族により添付書類が異なります。下記表をご確認ください。

被扶養者	添付書類
配偶者	<ul> <li>最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー(お住まいの市区町村役場にて入手)</li> <li>小松製作所健康保険組合加入(被扶養者)に関する誓約書(当組合HPより印刷し、署名してください) http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf</li> </ul>
子 ※ (18歳未満)	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 なし
<b>子※</b> (18歳以上40歳未満)	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー (お住まいの市区町村役場にて入手)
<b>子※</b> (40歳以上)	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】  ① 最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー(お住まいの市区町村役場にて入手)  ② 小松製作所健康保険組合加入(被扶養者)に関する誓約書(当組合HPより印刷し、署名してください) http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf
<b>他</b> (18歳以上40歳未満)	最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー (お住まいの市区町村役場にて入手)
<b>他</b> (40歳以上)	<ul> <li>最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー(お住まいの市区町村役場にて入手)</li> <li>小松製作所健康保険組合加入(被扶養者)に関する誓約書(当組合HPより印刷し、署名してください) http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf</li> </ul>

- ※配偶者が扶養に入っていない場合は、当健保組合までご連絡ください。 夫婦共同扶養の観点から、配偶者との収入比較が必要となり、上記と添付書類が異なります。 退職後、配偶者の収入を上回る収入がなければ、お子様は配偶者の扶養に入っていただくことになります。
- ★新たに家族の扶養を希望する場合も、上記添付書類と異なるため、 当健保組合までご連絡ください。